

# 官報

號外 昭和二十一年十二月十五日

## 第九十二回 衆議院議事速記録第十號

昭和二十一年十二月十四日(土曜日)

午後一時四十分開議

議事日程 第九號

昭和二十一年十二月十四日

午後一時開議

第一 議院法の特例に関する法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會

〔朗讀を省略した報告〕

一、議員から提出された議案は次の通りである。

大都市の大學、高等專門學校、地方分散に関する建議案

提出者

田原 春次君 高津 正道君

及川 規君 杉本 勝次君

松本 七郎君 堤 隆君

山下 ツ子君

戦争犠牲者急速救援徹底に関する建議案

提出者

山下 ツ子君 田原 春次君

上野驛地下道其の他における浮浪者の急速救済に関する建議案

提出者

和崎 ハル君 菅原 エン君

森山 ヨネ君 大石ヨシエ君

本多 花子君 最上 英子君

村島 喜代君 竹内 歌子君

紅露 みつ君 中山 たま君

安藤 はつ君 越原 てる君

齋藤 てい君 山下 春江君

(以上十二月十二日提出)

一、昨十三日音田内閣總理大臣から次の通り發令があつた旨の通牒を受領した。

厚生事務官 吉武 恵市

同 小島 徳雄

引揚援護院長官 齋藤 惣一

引揚援護院次長 高辻 武邦

第九十一回帝國議會厚生省所管事務政府委員被仰付

一、去る十二日常任委員理事補關選舉の結果次ぎの通り當選した。

豫算委員

理事 山本 勝市君(理事山本

正二君十一月二十七日

委員辭任につきその補

闕)

一、去る十二日議長において次ぎの通り常任委員辭任の許可があつた。

第三部選出豫算委員 宇田 國榮君

第七部選出豫算委員 林 興一郎君

一、昨十三日常任委員補關選舉の結果次ぎの通り當選した。

第三部選出

豫算委員 伊東 岩男君(宇田國

榮君補闕)

第七部選出

豫算委員 平川 篤雄君(林興一

郎君補闕)

一、昨十三日常任委員理事補關選舉の結果次ぎの通り當選した。

豫算委員

理事 東 隆君(河野金昇

君昨十二日理事辭任につきその補闕)

○議長(山崎猛君) これより會議を開

きます。内閣總理大臣は風邪のため本

日は缺席されております。

日本政府へ餘剩自動車賣渡しに關し

報告のため、運輸大臣より發言を求め

られております。平塚運輸大臣。

日本政府へ餘剩自動車賣渡しに關す

る平塚國務大臣の報告

〔國務大臣平塚常次郎君登壇〕

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

輛を配分するならば、三倍以上の輸送力が増加するわけでありませぬ。運輸省といたしましては、來春よりは約一割の電氣増設ができることとなつておりますので、今度の自動車輸入と相まつて、全力を擧げて交通の混雑緩和をはかつて參るつもりであります。なおまたこのトラックの他のものは、日本經濟の復興に必要な食糧、木材、燃料その他の重要物資の輸入や開折關係、戦災復舊、石炭増産、その他緊急を要する復興工事及び進駐軍工用、保安衛生用等に充當するつもりであります。

今回の連合軍の特別の取りはからいによりまして、日本經濟の再建に大なる役割を演ずるものと考へ、政府としてはこの自動車の運用について萬全を期してあり、またその配分方法については、連合軍の許可を得て、最善の運用をして參りたいと考へておる次第であります。

なお連合軍司令部の好意により、將來においてさらに車輛の購入がなされることを期待しておる次第であります。(拍手)

○山口喜久一郎君 議事日程變更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際政府提出皇室典範案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛) 御異議なしと認めます。よつて日程は變更せられました。皇室典範案の第一讀會の續を開きます。委員長は報告を求めます。委員長樋貝詮三君

皇室典範案(政府提出)

第一讀會の續(委員長報告)

報告書

一 皇室典範案(政府提出)

右は本院において可決すべきものと議決した因つてここに報告する。

昭和二十二年十二月十四日

委員長 樋貝詮三

衆議院議長 山崎猛

【議員詮三君登壇】

○樋貝詮三君 去る五日の木會談において付託を受けました皇室典範案の審査に關し、委員會の経過と審議の内容とについて御報告を申し上げたいと思ひます。

御指名を受けました委員は、直後參集いたし、委員長理事の互選を行い、委員長には不肖私が、また理事には加藤宗平君、北浦圭太郎君、小島徹三君、武蔵常介君、吉田安君、菊地義之輔君、黒田壽男君及び酒井俊雄君の諸氏が選舉せられました。爾後委員會は今朝に至るまでに五回の會談を重ねまして、政府よりは内閣總理大臣、幣原國務大臣、金澤國務大臣及び木村司法大臣等が出席せられたのであります。

まず政府より提案の説明があり、次いで委員の質疑に入つたのであります。提案説明においては、本議場においてなされたと大同小異の説明がありました。たゞ少しく本會談におけるものよりも詳細にわたつておつたのであります。それらの説明によつて見ますると、新皇室典範は、現行皇室典範のごとく憲法と相並んで獨立の存在を有するものではなくて、新憲法の規定を承けて、憲法の下に規定をなす所の純然たる法律であり、また現行皇室典範のごとく、皇室御一家の家法というよりな部分を含んでおられないのであります。すなわちその規定する事項は、憲法によつて委せられたる皇位繼承と攝政という二大事項を中心としたしまして、これにこれと密接不可分の關係にあるいくばくの事項を含んでおるのであります。

皇位繼承についてはまず申上げれば、皇統に屬する男系の嫡出の皇族の方に限り繼承資格あるものとしたしまして、その方々のうちで、一定の順位をもつて現實に繼承せらるることとなつておるのであります。もしその順位に當らるゝ方に、皇位繼承にふさわしくない一定の事情がある場合には、その方の皇位繼承資格は失われ、従つて繼承の序列から脱せられて行くこととなり、次順位の方が繼承順位に立たせらるゝといふことと相なるのであります。

また攝政については、攝政は天皇の大權についての、いわば法定代理人的位置をとらるゝものであります。成年に達した皇族に限つて、一定の順位をもつてこれに就任せられることとなつておるのであります。皇位の繼承も、攝政の就任も、ともに皇族に限らるゝ關係上、本案において、いかなる方が皇族に屬すべきかといふことを精密に規定いたしております。また皇位繼承の順位の變更、攝政の設置、廢止、攝政順位の變更、天皇及び皇族男子の結婚、皇族身分の離脱等を決定するために、皇室會議なるものが國の機關として設置せられるのであります。

以上を皇室典範案の骨子といたしまして、右に對しては、委員と政府との間に、地味な、しかしながら非常に熱心な、そして深い研究に基づいた質疑應答が繰り返されたのであります。そのおもなものをここに申し上げてみたいと思ひます。

第一は、皇室典範では、新憲法による國會、すなわち衆議院と參議院とよりの國會によつて議せられなければならぬといふ論であります。これは過日本議場におきまして論ぜられた所であり、新憲法上國會といふ言葉は新國會という意味に用いられておる箇所もあり、また從來の帝國議會を指す場合もあり、本問の場合には、ちようど從來の帝國議會を指すものと解せられるものであるから、本議會においてこれを議するは決して違憲ではないといふのであります。

ます。

次に、先帝崩御の際における胎中  
天皇を認むべしとの論がありました、  
これに對して政府は、國の象徴は一日  
も缺くべからざるものであり、また胎  
中の御子が男子なるや女子なるやも不  
明であり、皇位の繼承は胎中皇子の御  
出生を待つことはできないといふ意見  
でありました。

次に、皇族は新憲法及び新皇室典  
範の下に、従来の幾多の特典を失わ  
るとともに、なお皇族なるが故の理由  
によりまして、いくたの拘束を受けら  
るゝこととなつておる。

一定の順位にあらせられる皇族は、  
皇位繼承の義務があり、また攝政就任  
の義務もあらせらるゝ。皇太子、皇太孫  
とならるゝについても同様である。  
その自由意思によつて處置せらるゝ  
ことを得ない、また婚姻せらるゝにつ  
いては、特に皇室會議の議を経るこ  
とを要するがときはそれである。

これらは新憲法の趣旨にも反する  
ものではないかという議論でありま  
す。これに對して政府は、新憲法はそ  
の第二條において、皇室典範なるもの  
を認め、皇位繼承といふことに關し、  
必要なる限度において特別の規定ある  
ことを豫想しておるのでありまして、

たとえば婚姻についても、皇位繼承の  
資格ある男子皇族の方の婚姻につい  
て、特に皇室會議の議を経ることを要  
するとしておるものであつて、これは  
憲法に違反せざるものであるといふの

であります。

次に、皇室會議につきましても種々  
の質疑がありました。殊にその構成に  
ついては、議長を衆議院議長とすべし  
との論があり、また構成議員中より司  
法官を省くべしとの主張がありまし  
た。これに對し政府は、議長を内閣總  
理大臣とするのは、事情の綜合的立  
場より適當なりと考ふるのみならず、  
新憲法の下には、總理大臣は常に國會  
に屬するものである點よりも相當であ  
るとし、また司法官を除外せざるは、  
會議の知識を諸方面に求めんがため  
あるとなしておるのである。また皇室  
會議に代るに國會をもつてすべしと  
の論もありましたが、政府はこの會議  
は國民の意思を問うというよりも、む  
しろ事實を認定するという所に本旨は  
あるものであり、最後の鍵は國會の握  
所であるが、かゝる事情は、多數の人  
の關係する國會で論議するを不便とす  
るものであるから、不十分ながら國會  
代表と考えられる四人の人々を加えた  
皇室會議をもつてこれに當らしむるの  
であつて、これによつても國會の權威  
及び國民の感情を害するものではない  
というのであります。

最後に、天皇の御退位につきまして  
も、これを認むべきではないかという  
論がありました。政府はこれに對  
し、天皇の天皇たる所以は、歴史によ  
り國民の心の奥深くに残れるものにか  
かるものである。今日における國民の  
確信によれば、決して退位を認めない

ものと思ふとのことでありました。

以上の外、なおいくたの事項につ  
きまして質疑應答が重ねられたのであり  
ます、詳しいことは追つて速記録を見  
ていただくことといたしまして、これ  
を省略いたし、委員會における綜合的  
觀察を一言申し上げてみますれば、巨  
歩をもつて時代の尖端を邁歩する民主  
的新憲法の實質上の一部である本皇室  
典範案は、よく新憲法の趣旨を承  
けて、これにわが國固有の事情を溶解せ  
しめたものと申すべきであります。

委員會は本日午前討論に入りまし  
て、日本自由黨の藥師神谷太郎君及び  
日本進歩黨の吉田安君より、それ  
原案に賛成の旨の發言があり、また日  
本社會黨の菊地養之輔君よりは、女帝  
に關する問題及び讓位に關する問題等  
について希望を述べ、他日の完璧を期  
して本案に賛成する旨の發言があり、  
協同民主黨の酒井俊雄君よりは、女帝  
に關する問題及び皇族五世以下を皇族  
より省かれたき旨の趣旨において希望  
を述べられ、本案に賛成する旨の發言  
がありました。最後に國民黨の井上越  
君より、この典範は新憲法の理想とす  
る民主主義に合致しない點がある、な  
お皇室の將來の御安泰を期する意味に  
おいて女帝を認むる必要があると思  
はる、これらの意味において遺憾ながら  
原案には反對の旨の發言がありまし  
た、採決の結果、大多數をもつて原案  
の通り可決いたしましたのであります、こ  
の段御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(山崎猛君) 本案の第二讀會を  
開くに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認め  
ます。よつて本案は第二讀會を開くに  
決しました。

○山口喜久一郎君 直ちに本案の第二  
讀會を開かれんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御  
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認め  
ます。よつて直ちに本案の第二讀會を  
開き、議案全部を議題といたします。

皇室典範案

○議長(山崎猛君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山崎猛君) 起立多數。

〔拍手〕

○議長(山崎猛君) 本案は原案の通り  
決しました。これにて本案の第二讀會  
は終了いたしました。

○山口喜久一郎君 直ちに本案の第三  
讀會を開かれんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御  
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認め  
ます。よつて直ちに本案の第三讀會を

開き、議案全部を議題といたします。

皇室典範案

○議長(山崎猛君) 別に御發議もあり  
ませんから、本案は第二讀會議決の通  
り可決確定いたしました。

〔拍手〕

○山口喜久一郎君 議事日程はこれを  
延期し、本日はこれにて散會せられん  
ことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御  
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認め  
ます。よつて叻議のごとく決しまし  
た。次會の議事日程は公報をもつて通  
知いたします。本日はこれにて散會  
いたします。(拍手)

午後二時十二分散會

定價 一部 七十錢

發行所

東京都半込區市ヶ谷本村町  
印刷局  
電話九段五三一  
振替東京一九〇〇〇  
書課